

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年7月26日

金曜日

号外

目次

人事委員会規則

○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年7月26日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第607号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中

生活環境文化部	自然保護課
---------	-------

を

生活環境文化部	自然保護課
厚生部	中央病院

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人委・職員課）

